

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	一
○過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三二
○離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三二
○特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三三
○原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三三
○産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三四
○企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三八
○復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三八
○核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三九
○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	(市町村課)	三九
○公有財産規則の一部を改正する規則	(管財課)	三九
○災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(危機対策課)	四〇
○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則	(情報政策課)	四〇

ページ

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

(同) 四〇

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則

(同) 四〇

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(自然保護課) 四一

○特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

(共同参画社会推進課) 四一

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(社会福祉課) 四二

○宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則

(医療整備課) 四三

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子育て支援課) 四三

○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

(同) 五一

○心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

(障害福祉課) 五一

○療育手帳交付規則の一部を改正する規則

(同) 五二

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(同) 五二

○漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

(水産業基盤整備課) 五三

○屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(都市計画課) 五三

訓 令

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 五三

訓令甲・企業局・議会・教育委員会・人事委員会・

監査委員・労働委員会

○情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令

(情報政策課) 五四

規 則

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十五号

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六条の二第二項中「法第七十二条の二十四の五第三項」の下に「及び法第七十二条の四十九

徴収猶子申請書

下記のとおり徴収の猶子を受けたいので、証拠書類を添えて申請します。

年 月 日

宮城県 所長 殿

申請人	住所 (所在地)										
	氏名 (名称及び代表者の氏名)										
個人番号又は法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。										
印											

改める。
様式第十八号の二を次のように改める。

様式第18号の2

徴収猶子期間延長申請書

納税者 特別徴収義務者	住所 (所在地)										
	氏名 (名称及び代表者の氏名)										
すでに徴収猶子を受けたいので、証拠書類を添えて申請します。	個人番号又は法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。									
	年度	税 日	課 税 号	納期限	税 額	延滞金額	加 (算金額)	滞 分	納 費		
徴収猶子を受けたいので、証拠書類を添えて申請します。	計				円	円	円	円			
すでに徴収猶子を受けたいので、証拠書類を添えて申請します。	年 月 日まで	今回延長を申請する期間	年 月 日まで								
今回延長を申請する理由											
納付 (納入) 画											

上記理由により徴収猶子期間を延長されたく証明書を添え申請します。

年 月 日

氏 名 (名称及び代表者氏名)

宮城県 所長 殿

㊟

様式第二十号（NS1）中

宮城県条例第14条の規定によって不動産取得税の徴収猶予をされたく申告します。

年 月 日

納税者 住所(所在地)
氏名(名称)

㊦

宮城県 所長 殿

や

宮城県条例第14条の規定によって不動産取得税の徴収猶予をされたく申告します。

年 月 日

納税者	住所(所在地)	印
	氏名(名称及び代表者の氏名)	

個人番号又は個人番号

1個人番号の記載に当たっては、左欄を参照とし、ここから記載してください。

宮城県 所長 殿

ご署名。

様式第二十号（NS11）中

宮城県条例第14条の2の規定によって不動産取得税の徴収猶予をされたく申告します。

年 月 日

住所
氏名

㊦

宮城県 所長 殿

や

宮城県条例第14条の2の規定によって不動産取得税の徴収猶予をされたく申告します。

年 月 日

納税者	住所	印
	氏名	

個人番号

宮城県 所長 殿

ご署名。

様式第二十号NS11中

宮城県条例第15条の規定によって不動産取得税の徴収猶予をされたく申告します。

年 月 日

納税者 住所
氏名又は名称

㊦

宮城県 所長 殿

や

宮城県税条例附則第11条の2の2の規定によって不動産取得税の徴収猶予をされたく申告します。

年 月 日

住所
氏名

印

宮城県 所長 殿

や

宮城県税条例附則第11条の2の2の規定によって不動産取得税の徴収猶予をされたく申告します。

年 月 日

住所	納税者
宮城県	氏名又は個人番号又は個人番号法
所長 殿	印

ご署名

↑個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、こから記載してください。

宮城県 所長 殿

様式第二十一号の二中

年 月 日

納税者 住所
氏名又は名称

印

宮城県 所長 殿

や

宮城県税条例施行規則第12条の5の規定により、自動車取得税の免除（徴収猶予）の規定が適用されるべきことを申告します。

年 月 日

宮城県 所長 殿

住所	納税者
宮城県	氏名（名称及び代表者の氏名）
所長 殿	個人番号又は個人番号法
印	

ご署名

↑個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、こから記載してください。

宮城県税条例施行規則第12条の5の規定により、自動車取得税の免除（徴収猶予）の規定が適用されるべきことを申告します。

様式第二十一号の四中

自動車取得税還付申請書

年 月 日

宮城県 所長 殿

納税者 住 所
氏名又は名称

印

宮城県県税条例施行規則第43条の規定によつて、自動車取得税を下記のとおり還付されるよう申請します。

や

自動車取得税還付申請書

年 月 日

宮城県 所長 殿

納税者	住 所	印
氏名(名称又は代表者の氏名)		
個人番号又は個人番号	↑個人番号の記載に当たつては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	

宮城県県税条例施行規則第43条の規定によつて、自動車取得税を下記のとおり還付されるよう申請します。

にちる。

様式第二十一号の六中

自動車取得税免除(還付)申請書

年 月 日

宮城県 所長 殿

納税者 住 所
氏名又は名称

印

宮城県県税条例施行規則第44条の規定によつて、自動車取得税を下記のとおり免除(還付)されたく申請します。

や

自動車取得税免除(還付)申請書

年 月 日

宮城県 所長 殿

納税者	住 所	印
氏名(名称及び代表者の氏名)		
個人番号又は個人番号	↑個人番号の記載に当たつては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。	

宮城県県税条例施行規則第44条の規定によつて、自動車取得税を下記のとおり免除(還付)されたく申請します。

にちる。

様式第二十六号中

収入印紙 担保提供書

宮城県 所長 殿

提供者 住(居)所 氏 名 ⑩

私の 年度 税ほか 件合計 円(ほかに延滞金) に対する徴収(換価)の猶予についての担保として、次のとおり提供します。

や

収入印紙 担保提供書

宮城県 所長 殿

住所(所在地) 印

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

個人番号又は法人番号

私の 年度 税ほか 件合計 円(ほかに延滞金) に対する徴収(換価)の猶予についての担保として、次のとおり提供します。

にのりゑ。

様式第二十六号の六中

収入印紙 保全担保提供書

宮城県 所長 殿

提供者 住(居)所 氏 名 ⑩

年 月 日付け保全担保提供命令に係る担保を、次のとおり提供します。

や

収入印紙 保全担保提供書

宮城県 所長 殿

住所(所在地) 印

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

個人番号又は法人番号

年 月 日付け保全担保提供命令に係る担保を、次のとおり提供します。

にのりゑ。

様式第二十七号の四中

様式第四十七号中

「 法源番号 課税番号 法人番号	法人名称	主たる事務所等の所在地	事業年度	税務官署処理区分	課税標準額との総額	分割基準総数	人口 市 町 総 数
							を

「 法源番号 課税番号 法人番号	法人名称	主たる事務所等の所在地	事業年度	税務官署処理区分	課税標準額との総額	分割基準総数	人口 市 町 総 数
							を

課税番号 使途秘匿金税額等 外国法人税額控除額 県民税仮装経理控除額 県民税租税条約控除額	事業税仮装経理控除額 事業税租税条約控除額
様式第四十八号中	を

課税番号 法人番号 使途秘匿金税額等 外国法人税額控除額 県民税仮装経理控除額	県民税租税条約控除額 事業税仮装経理控除額 事業税租税条約控除額
	を

様式第四十八号の二中

「 法人名	課税番号
	を

「 法人名 法人番号	課税番号
	を

様式第五十一号中

「 自 年 月 日	至 年 月 日
	を

「 個人番号又は法人番号	自 年 月 日	至 年 月 日
		を

様式第五十三号を様式第五十三号(その二)に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第六十一号（ヤシ）中

上記のとおり県税減免条例第5条、附則第22項の規定によって不動産取得税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

宮城県 所長 殿

申請者 住所 氏名(名称)

印

や

上記のとおり県税減免条例第5条又は附則第22項の規定によって不動産取得税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

宮城県 所長 殿

ご署名。

申請者	住所											印		
氏名(名称)														
個人番号又は個人番号														

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

個人番号又は個人番号														
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第六十一号（ヤシ）中

上記のとおり県税減免条例第4条、附則第13項、附則第16項又は附則第19項の規定によって不動産取得税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

宮城県 所長 殿

申請者 住所 氏名(名称) 電話番号

印

や

上記のとおり県税減免条例第4条、附則第13項、附則第16項又は附則第19項の規定によって不動産取得税の減免をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

宮城県 所長 殿

申請者	住所											印		
氏名(名称)														
電話番号														
個人番号又は個人番号														

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

こ

改める。

様式第六十二号の二(その二) 中

上記のとおり、県税減免条例第6条の規定によつて、不動産取得税の免除をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

年 月 日

申請者 住 氏 名 (名称)

印

宮城県 所長 殿

や

上記のとおり、県税減免条例第6条の規定によつて、不動産取得税の免除をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

年 月 日

申請者 住 氏 名 (名称)

印

個人番号又は
法人番号

↑個人番号の記載に当たつては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。

宮城県 所長 殿

こ
ろ
お

様式第六十二号の二(その二) 中

上記のとおり、県税減免条例附則第24項の規定によつて、不動産取得税の免除をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

申請者 住 氏 名 (名称)

印

や

上記のとおり、県税減免条例附則第24項の規定によつて、不動産取得税の免除をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

申請者 住 氏 名 (名称)

印

個人番号又は
法人番号

↑個人番号の記載に当たつては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。

こ
ろ
お

様式第六十二号(その一) 中

取得者(納税者)	住所又は地	〒										(電話	-)	
	フリガナ氏名又は個人番号又は個人番号														
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。															

ひらがな。

様式第六十六号(なすい)中

宮城県 所長 殿

主体構造部取得者
住 所
氏名又は名称 印

宮城県条例施行規則第32条の規定によって、下記のとおり不動産取得税を減額(還付)されたく申請します。

年 月 日

や

宮城県	所長 殿	年 月 日
主体構造部取得者	住所(地)所 氏名(名称及び代表者の氏名) 個人番号又は個人番号	印
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		

宮城県条例施行規則第32条の規定によって、下記のとおり不動産取得税を減額(還付)されたく申請します。

ひらがな

ひらがな。

様式第六十六号(なすい)中

宮城県 所長 殿

納 税 者
住 所
氏名又は名称 印

宮城県 所長 殿

地方税法第73条の27の3(宮城県条例施行規則第32条の3)の規定によって、下記のとおり不動産取得税を減額(還付)されたく申請します。

年 月 日

や

宮城県 所長 殿		年 月 日
納 税 者	住 所	印
	氏 名 又 は 名 称	
個 人 番 号 又 は 法 人 番 号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	

地方税法第73条の27の3（宮城県県税条例施行規則第32条の3）の規定によって、下記のとおり不動産取得税を減額（還付）されたく申請します。

様式第六十六号（※三）中

宮城県 所長 殿	年 月 日
住 所	氏 名
印	

宮城県県税条例附則第11条の2の3の規定によって不動産取得税を下記のとおり減額（還付）されたく申請します。

や

宮城県 所長 殿	年 月 日
住 所	氏 名 又 は 名 称
印	
↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
個人番号又は法人番号	

宮城県県税条例附則第11条の2の3の規定によって不動産取得税を下記のとおり減額（還付）されたく申請します。

よ

よ。

様式第六十七号（※一）中

宮城県 所長 殿	年 月 日
納 税 者	住 所 又 は 所 在 地
氏 名 又 は 名 称	
印	

地方税法第73条の27の4（宮城県県税条例施行規則第32条の3）の規定によって、不動産取得税を下記のとおり免除（還付）されたく申請します。

や

宮城県 所長 殿

年 月 日

納 税 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印
個人番号又は 法人番号	個人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
	法人番号	

地方税法第73条の27の4（宮城県県税条例施行規則第32条の3）の規定によって、不動産取得税を下記のとおり免除（還付）されたく申請します。

様式第六十号（NS11）中

様式第六十号（NS11）中

宮城県 所長 殿

年 月 日

納税者
所在地
名 称

地方税法第73条の27の5（宮城県県税条例施行規則第32条の3）の規定によって、不動産取得税を下記のとおり免除（還付）されたく申請します。

を

宮城県 所長 殿

年 月 日

納税者
所在地
名 称

地方税法第73条の27の6（宮城県県税条例施行規則第32条の3）の規定によって不動産取得税を下記のとおり免除（還付）されたく申請します。

を

宮城県 所長 殿

年 月 日

申請者	住 所	
	名 称	印
法人番号	個人番号	
	法人番号	

地方税法第73条の27の5（宮城県県税条例施行規則第32条の3）の規定によって、不動産取得税を下記のとおり免除（還付）されたく申請します。

に改める。

宮城県 所長 殿

年 月 日

申請者	所 在 地	
	名 称	印
法人番号	個人番号	
	法人番号	

地方税法第73条の27の6（宮城県県税条例施行規則第32条の3）の規定によって不動産取得税を下記のとおり免除（還付）されたく申請します。

に改める。

様式第六十八号の二中

宮城県 所長 殿
申請人 住所 氏名 ㊦

地方税法附則第12条第1項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、申請します。

年 月 日

㊦

宮城県 所長 殿

宮城県	所長 殿	年 月 日
住所	氏名	印
個人番号		

㊦

地方税法附則第12条第1項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、申請します。

様式第六十八号の三中

地方税法附則第12条第1項の規定による上記不動産取得税の特例措置を引き続いて受けたいので届出します。

宮城県 所長 殿
申請者 (住所) 氏名 ㊦ (氏名) (電話)

年 月 日

㊦

地方税法附則第12条第1項の規定による上記不動産取得税の特例措置を引き続いて受けたいので届出します。

宮城県 所長 殿
申請者 (住所) 氏名 ㊦ (氏名) (電話) (個人番号)

年 月 日

㊦

様式第六十九号

申請者 氏名又は住所	郵便番号	電話番号 () 局 番
申請者 氏名又は住所又は地		

㊦

申請者 氏名又は住所	電話番号 ()
申請者 氏名又は住所又は地	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

様式第七十一号の五中

様式第七十二号の八中

宮城県	所長 殿	年 月 日
施設等の所在地		
ゴルフ場の名称		
住所		
氏名又は名称		

宮城県県税条例に規定する下記の場所等に該当しないこととなつたので、届け出ます。

宮城県	所長 殿	年 月 日
施設等の所在地		
このルン場の名称		
住所		
氏名又は名称		
個人番号又は法人番号		

↑個人番号の記載に当たつては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

宮城県県税条例に規定する下記の場所等に該当しないこととなつたので、届け出ます。

改める。
様式第七十四号中

年 月 日	宮城県	所長 殿
住所	TEL ()	
氏名又は名称		印

印

年 月 日	宮城県	所長 殿
住所	TEL ()	
氏名又は名称		印
個人番号又は法人番号		

↑個人番号の記載に当たつては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

印

様式第七十六号中

住所	〒 - -	電話番号 () -
氏名又は名称	フリガナ	

住所	〒 - -	電話番号 () -
氏名又は名称	フリガナ	
個人番号又は法人番号		

↑個人番号の記載に当たつては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

様式第七十四号中

様式第八十四号中

受付印		年 月 日	
(フリガナ)		住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地 (フリガナ)	
(フリガナ)		住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地 (フリガナ)	
氏名 (法人の場合) 代表者 (フリガナ)		氏名 (法人の場合) 代表者 (フリガナ)	
代表者住所		代表者住所	
※整理番号		※整理番号	
		(電話番号 - - -)	

を

受付印		年 月 日	
(フリガナ)		住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地 (フリガナ)	
(フリガナ)		住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地 (フリガナ)	
氏名 (法人の場合) 代表者 (フリガナ)		氏名 (法人の場合) 代表者 (フリガナ)	
代表者住所		代表者住所	
※整理番号		※整理番号	
		(電話番号 - - -)	

に於ける。

様式第八十四号の三中

受付印		年 月 日		(フリガナ)		※整理番号	
股		住所又はは居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地		住所又はは居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地		(電話番号 - -)	
(フリガナ)		(フリガナ)		名 称 (屋 号)			
氏 代 表 者 (フリガナ)		氏 代 表 者 (法人の場合) 氏 名		氏 代 表 者 (フリガナ)		氏 名	
代 表 者 (法人の場合) 住 所		代 表 者 (法人の場合) 住 所		代 表 者 (法人の場合) 住 所			

を

受付印		年 月 日		(フリガナ)		※整理番号	
股		住所又はは居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地		住所又はは居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地		(電話番号 - -)	
(フリガナ)		(フリガナ)		名 称 (屋 号)			
氏 代 表 者 (フリガナ)		氏 代 表 者 (法人の場合) 氏 名		氏 代 表 者 (フリガナ)		氏 名	
代 表 者 (法人の場合) 住 所		代 表 者 (法人の場合) 住 所		代 表 者 (法人の場合) 住 所			

に於ける。

様式第八十四号の四中

受付印		年 月 日	敷	※整理番号	
(フリガナ)		住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地		
(フリガナ)		名称(屋号)	名称(屋号)		
(フリガナ)		氏名 (法人の場合) 氏名	氏名 (法人の場合) 氏名		
(フリガナ)		代表者住所	代表者住所		

を

受付印		年 月 日	敷	※整理番号	
(フリガナ)		住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地	住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地		
(フリガナ)		名称(屋号)	名称(屋号)		
(フリガナ)		氏名 (法人の場合) 氏名	氏名 (法人の場合) 氏名		
(フリガナ)		代表者住所	代表者住所		
(フリガナ)		届出番号	届出番号		
(フリガナ)		電話番号	電話番号		

に於ける。

様式第八十八号中

「 上記のとおりですから再交付してください。」

宮城県 所長 殿

特別徴収義務者 住 所
氏名又は
名 称

宮城県県税条例第73条の規定により下記のとおり届出します。

年 月 日

宮城県 所長 殿

年 月 日

特別徴収義務者	住 所																			
特別徴収義務者	氏名又は名称																			
特別徴収義務者	個人番号又は個人番号																			

↑個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。

宮城県県税条例第73条の規定により下記のとおり届出します。

「 上記のとおりですから再交付してください。」

年 月 日

特別徴収義務者 住 所
(経営者) 氏名又は名称

様式第九十号中

改める。

「 上記のとおりですから再交付してください。」

年 月 日

特別徴収義務者	住 所																			
特別徴収義務者	氏名又は名称																			
特別徴収義務者	個人番号又は個人番号																			

↑個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。

「 上記のとおりですから再交付してください。」

年 月 日

特別徴収義務者	(フリガナ)住所又は所在地	市町村コード																		
特別徴収義務者	(フリガナ)氏名又は名称	市町村																		
特別徴収義務者	(フリガナ)氏名又は名称	電話番号																		

↑個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。

「 上記のとおりですから再交付してください。」

年 月 日

特別徴収義務者	(フリガナ)住所又は所在地	市町村コード																		
特別徴収義務者	(フリガナ)氏名又は名称	市町村																		
特別徴収義務者	(フリガナ)氏名又は名称	電話番号																		

↑個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。

「 上記のとおり申請します。」

年 月 日

特別徴収義務者の住所又は所在地
氏 名

様式第九十号中

宮城県 所長 殿

様式第123号の3 (その1)

自動車取得税減免(免除)申請書
自動車税

減免(免除)除(申請に係る自動車)	登録(車両)番号	取得年月日	年	月	日
所有者	氏(名称)名				
	住所				
使用者	氏名				
	住所				
車種	名	型	式		
	別	形	状		
自動車台番号	号	定員及び積載量			
自動車	主たる定置場				
自動車取得税	年度	円	自動車税	年度	円
自動車の構造又は設置の概要及び費用	構造又は設備の概要	費用			
用(具体的に記入のこと。)					
納税義務者(所有者)	個人番号又は法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
上記のとおり県税減免条例第7条第1項第1号から第3号まで、第7条の2、第8条の3第3号から第12号までの規定に基づいて自動車取得税、自動車税の減免(免除)をされるよう事実を証する書面を添えて申請いたします。					
年		月	日	申請者	住所
				氏名	印
宮城県		所長 殿			
※ 処理事項	自動車取得税	減免(免除)年度	免	年度	税額
	自動車税	減免開始年	年	月分	税額
					円

(注) 個人番号又は法人番号は、減免対象年度の4月1日(午前0時現在)に減免を受けようとする自動車所有者の方のみ記入してください。

様式第五十三号の三(㍷の二) 中

納税義務者(申請者)	住所	〒	電話
氏名	氏名		(身体障害者等との関係) 本人・家族 ()

納税義務者(申請者)

住所	〒	電話
氏名		(身体障害者等との関係) 本人・家族 ()
個人番号		減免対象年度の4月1日(午前0時現在)に減免を受けようとする自動車を所有している方は個人番号を記入してください。

様式第五十三号の四 中

申請者住所氏名又は名称

〒 年 月 日

印

住所	〒	印
氏名又は名称		
個人番号又は個人番号		

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

様式第五十三号の六(㍷の二) 中

宮城県 所長 殿

〒 年 月 日

電話

住所 (所在地) 申請者 (フリガナ) 氏名 (名称及び代表者)

古物商許可番号及び交付年月日

第 年 月 日

年度自

宮城県 所長 殿

〒 年 月 日

電話

住所 (所在地) 申請者 (フリガナ) 氏名 (名称及び代表者)

古物商許可番号及び交付年月日

第 年 月 日

年度自

県税減免条例第8条の2の規定によつて、下記の自動車に係る自動車税を減免(還付)されるよう申請します。

宮城県 所長 殿

〒 年 月 日

印

住所 (所在地) 申請者 (フリガナ) 氏名 (名称及び代表者) 個人番号又は個人番号	古物商許可番号及び交付年月日	第 年 月 日
---	----------------	---------

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

県税減免条例第8条の2の規定によつて、下記の自動車に係る自動車税を減免(還付)されるよう申請します。

様式第五十三号の七 中

宮城県知事 殿

納税者 住所 (所在) 〒 電 ()

氏名 (名称)

地方税法第185条及び宮城県県税条例第118条の規定により申告します。

宮城県知事 殿

年 月 日

住所 (所在) 号

電話番号

氏名 (名称)

個人番号又は個人番号

印

地方税法第185条及び宮城県県税条例第118条の規定により申告します。

改める。

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十六号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和四十五年宮城県規則第五十号)の一

部を次のように改正する。

様式第一号中

既設事務(業)所の所在地及び名称

既設事務(業)所の所在地及び名称

法人番号

に改める。

様式第二号中

事業の種類

年度

個人番号

事業の種類

年度

に改める。

改める。

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十七号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成六年宮城県規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

十三号)の一部を次のように改正する。
別記様式中

「	資本(出資)金額	円	決算額	月	常 従 業 者	時 数	人	」
---	----------	---	-----	---	------------------	--------	---	---

を

「	個人番号又は 法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。										人	」
	資本(出資)金額	円	決算額	月	常 従 業 者	時 数	人						

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十号

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物税条例施行規則(平成十六年宮城県規則第百十三号)の一部を次のように改正する。
様式第三号中

宮城県	県税事務所長 殿	年	月	日
		住所(所在地) 電話番号 氏名(名称及び 代表者の氏名)		
		印		
産業廃棄物税条例第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。				

を

宮城県	県税事務所長 殿	年	月	日
住所(所在地)号 電話番号		住所(所在地) 電話番号 氏名(名称及び 代表者の氏名)		
氏名(名称及び 代表者の氏名)		印		
個人番号又は 法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
個人番号				
法人番号				
産業廃棄物税条例第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。				

を

に改める。

様式第五号中

宮城県	県税事務所長 殿	年	月	日
住所(所在地)号 電話番号		住所(所在地) 電話番号 氏名(名称及び 代表者の氏名)		
氏名(名称及び 代表者の氏名)		印		
産業廃棄物税条例第10条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。				

を

宮城県	県税事務所長 殿	年	月	日
住所(所在地)号 電話番号		住所(所在地) 電話番号 氏名(名称及び 代表者の氏名)		
氏名(名称及び 代表者の氏名)		印		
個人番号又は 法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
個人番号				
法人番号				
産業廃棄物税条例第10条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。				

を

改める。

様式第六号中

宮城県 県税事務所長 殿	年 月 日
住所 (所在地) 電話番号 氏名 (名称及び 代表者の氏名)	印
産業廃棄物税条例第10条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。	

を

宮城県 県税事務所長 殿	年 月 日
住所 (所在地) 電話番号	印
氏名 (名称及び 代表者の氏名)	
個人番号又は 法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
産業廃棄物税条例第10条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。	

を

改める。
様式第八号を次のように改める。

様式第8号

受付印

産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書		年 月 日
宮城県 県税事務所長 殿		
住所 (所在地) 電話番号		印
氏名 (名称及び 代表者の氏名)		
個人番号又は 法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	

産業廃棄物税条例施行規則第6条第1項の規定により、再交付を申請します。

産業廃棄物税特別徴収義務者証票 (第 号) を受領しました。	年 月 日
住所 (所在地) 氏名 (名称)	印

様式第九号中

宮城県 県税事務所長 殿

住所 (所在地)
電話番号
氏名 (名称及び
代表者の氏名)

印

産業廃棄物税条例第11条第1項の規定により、下記のとおり申告します。

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

年 月 日

住所 (所在地)
電話番号
氏名 (名称及び
代表者の氏名)

印

個人番号又は
個人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

産業廃棄物税条例第11条第1項の規定により、下記のとおり申告します。

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

年 月 日

住所 (所在地)
電話番号
氏名 (名称及び
代表者の氏名)

印

産業廃棄物税の納入について徴収の猶予を受けたので、産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により申請します。

宮城県 県税事務所長 殿

年 月 日

住所 (所在地)
電話番号
氏名 (名称及び
代表者の氏名)

印

個人番号又は
個人番号

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

産業廃棄物税の納入について徴収の猶予を受けたので、産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により申請します。

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿

年 月 日

住所 (所在地)
電話番号
氏名 (名称及び
代表者の氏名)

印

産業廃棄物税条例第13条第1項の規定により、産業廃棄物税の還付 (納入義務の免除) を申請します。

年 月 日

様式第九号中

年 月 日

宮城県 県税事務所長 殿	年 月 日
住所(所在地) 電話番号	
氏名(名称及び代表者の氏名)	印
個人番号又は個人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

産業廃棄物税条例第13条第1項の規定により、産業廃棄物税の還付(納入義務の免除)を申請します。

に改める。
様式第十五号中

宮城県 県税事務所長 殿	年 月 日
住所(所在地) 電話番号	
氏名(名称及び代表者の氏名)	印

産業廃棄物税条例第14条第1項(第3項)の規定により、下記のとおり(修正)申告します。

を

宮城県 県税事務所長 殿	年 月 日
住所(所在地) 電話番号	
氏名(名称及び代表者の氏名)	印
個人番号又は個人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

産業廃棄物税条例第14条第1項(第3項)の規定により、下記のとおり(修正)申告します。

に改める。
様式第十四号中

宮城県 県税事務所長 殿	年 月 日
住所(所在地) 電話番号	
氏名(名称及び代表者の氏名)	印

産業廃棄物税条例第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出します。

を

宮城県 県税事務所長 殿	年 月 日
住所(所在地) 電話番号	
氏名(名称及び代表者の氏名)	印
個人番号又は個人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

産業廃棄物税条例第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

を

に改める。

核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二百二十三号

核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

核燃料税条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。
様式第一号中

発電用原子炉設置者	所在地	⑤
	名称及び代表者氏名	

を

発電用原子炉設置者	所在地	⑤
	名称及び代表者氏名	
法人番号		

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二百二十四号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年宮城県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。
第九条中「及び第六条」を削り、「個人番号」の下に「及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）を除く。）の提供及び条例第六条の規定による都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード）を加える。
第十一条に次の一項を加える。

38 条例別表第二第三十五号の規則で定める事務は次のとおりとする。

一 療育手帳交付規則（平成十二年宮城県規則第二百二号。以下この項において「規則」という。）第四条第一項の規定による療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 規則第七条の規定による療育手帳の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三 規則第八条の規定による療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四 規則第九条第一項の規定による療育手帳の返還の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五 規則第十条第二項の規定による障害の程度の再判定の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答

六 規則第十一条の規定による療育手帳交付台帳及び療育手帳交付状況台帳の整備に係るこれらの台帳に記載された者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

第十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 条例別表第三選挙管理委員会の項の規則で定める事務は次のとおりとする。

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第五項若しくは第六項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

二 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十一条の規定による選挙長若しくは選挙分会長又はその職務を代理すべき者の住所及び氏名の確認

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の住民基本台帳法施行細則の規定の適用については、当分の間、同規則第九条中「個人番号及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）とあるのは「個人番号」と、「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」とする。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十五号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和三十九年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第九号備考及び様式第十六号備考中「個人番号」の下に「及び同条第13号に規定する住民票コード」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の公有財産規則の規定の適用については、当分の間、同規則様式第九号備考及び様式第十六号備考中「個人番号及び同条第13号に規定する住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十六号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則（昭和三十八年宮城県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「個人番号」の下に「及び同条第十三号に規定する住民票コード」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の規定の適用については、当分の間、同規則第三条第三項中「個人番号及び同条第十三号に規定する住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。
平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十七号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則（平成十六年宮城県規則第一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十八号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号ロ中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則をここに公布する。
平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年宮城県条例第九十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第一に定める事務）

第二条 条例別表第一の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 療育手帳交付規則（平成十二年宮城県規則第百二二号。以下この条において「規則」という。）

第四条第一項の療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 規則第五条第一項の規定による障害の判定及び同条第二項の規定による当該判定の結果の通知

三 規則第六条の規定による療育手帳の交付の決定についての審査又は療育手帳の交付若しくは療育手帳の交付の申請の却下の通知

四 規則第七条の規定による療育手帳の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答又は療育手帳の記載事項の訂正

五 規則第八条の規定による療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 規則第九条第一項の規定による療育手帳の返還の届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくはその届出に対する応答又は同条第二項若しくは第三項の規定による療育手帳の返還に係る事実の確認

七 規則第十条第二項の規定による障害の程度の再判定の申出の受理、その申出に係る事実の審査若しくはその申出に対する応答、同条第一項の規定による当該申出に係る障害の程度の再判定又は同条第四項の規定による当該再判定の結果の通知

八 規則第十条第五項の規定による療育手帳の提出の受理若しくは療育手帳への再判定に係る結果の記載又は同条第六項の規定による療育手帳の返還の事由に該当する旨の通知

九 規則第十一条の規定による療育手帳交付台帳及び療育手帳交付状況台帳の整備

（条例別表第二に定める事務及び情報）

第三条 条例別表第二の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）第七条第一項の規定による自動車取得税の減免（同項第四号に規定する自動車の取得に係るものに限る。）療育手帳交付規則第六条の規

定による療育手帳の交付（納税義務者に係るものに限る。）

二 県税減免条例第七条の四第一項の規定による自動車税の減免 前号に定める情報

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和三十八年宮城県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第三号の四、様式第六号及び様式第七号中「個人番号」の下に「及び同条第13号に規定する住居コード」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定の適用については、当分の間、同規則様式第三号、様式第三号の四、様式第六号及び様式第七号中「個人番号及び~~画符~~」を「個人番号」とする。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十一号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成十年宮城県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。第七条第三項第一号中「いう」の下に「及び同条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）」を加え、同項第二号中「個人番号」の下に「及び住民票コード」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定の適用については、当分の間、同規則第七条第三項第一号中「(以下「個人番号」という。）」及び同条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。）」とあるのは「(以下「個人番号」という。）」と、同項第二号中「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十二号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成元年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(その一)中「生住教医」を「生住教医介」に

氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	年 齢	学 歴	業 職		心身の状況	備考
						現 職	技 能		
0	主	男・女	・						
1		男・女	・						
2		男・女	・						
3		男・女	・						
4		男・女	・						
5		男・女	・						
6		男・女	・						
7		男・女	・						
8		男・女	・						

を

氏 名	個人番号	続 柄	性 別	生 年 月 日	年 齢	学 歴	業 職		心身の状況等
							現 職	技 能	
1		主	・						
2			・						
3			・						
4			・						
5			・						
6			・						
7			・						
8			・						
9			・						

に定める。

様式第一号(その二)中「生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、扶助」を「生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、扶助」に、「月分医療費本人支払額(は)」を「月分医療費(介護費)本人支払額(は)」に定める。

様式第十一号中

人員	氏 名	名	続 柄	性 別
1				男・女
2				男・女
3				男・女
4				男・女
5				男・女
6				男・女
7				男・女
8				男・女
9				男・女
10				男・女

を

氏名	性別及び 生年月日	男 年 月 日	学 年	未就学・小 年 中 年 終 了
----	--------------	------------	--------	-----------------------

を

氏名	性別及び 生年月日	男 年 月 日	学 年	未就学・小 年 中 年 終 了
----	--------------	------------	--------	-----------------------

に改める。
様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)

世 帯 調 書

										※階層		
申請者氏名				児童氏名								
個人番号				個人番号								
本人の 属する 世帯 構成	世帯構成員名			続柄	性別	生年月日	職業 (勤務先)	※階 区 層 分	※所 区 得 分	備考		
	個人番号											
世帯外 扶養 義務 者	氏名											
	個人番号											
	住所											
	氏名											
	個人番号											
住所												

- 注意
- 1 所得税等の関係証明書を必ず添付してください。
 - 2 ※印欄は、記入しないでください。
 - 3 「世帯構成員名」欄には本人を含めて、本人と生計を一にしている者を全員記入してください。
 - 4 世帯外扶養義務者とは、世帯外で児童本人を扶養している者のことです。
 - 5 扶養義務者とは父母・祖父母・養父母・兄弟姉妹・その他家庭裁判所等で扶養の義務を負わされた叔父叔母等のことです。
 - 6 世帯の中で本人以外の者が、養育医療、育成医療又は療育の給付を受けている場合又は申請中の場合は必ずその旨を備考欄に記入してください。
 - 7 不明な点は、提出先の保健所に確認してください。

様式第四号及び様式第四号の二を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

助産施設入所申込書

年 月 日

宮城県 保健福祉事務所長 殿

助産施設への入所について、児童福祉法第22条第2項の規定により、児童福祉法施行規則第22条第4項に規定する書類を添えて申し込みます。

ふりがな 氏名	印	生年月日	年 月 日
個人番号		年齢	満 歳
居住地	電話番号 ()		
職業の状況	名称	就業先の名称	
	所在地	電話番号 ()	
出産予定日	年 月 日		
入所を希望する 助産施設名	第1希望	第2希望	
助産の実施を 希望する理由			

○妊産婦の家庭の状況

妊産婦の世帯全員	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	性別	職業（勤務先）	備考
社会保険等の 加入状況	保険の種類： <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	被保険者名： 続柄 ()			生活保護受給	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
課税状況	<input type="checkbox"/> 市町村民税非課税 <input type="checkbox"/> 市町村民税均等割 <input type="checkbox"/> 市町村民税所得割 <input type="checkbox"/> 所得税課税					

申込代行施設名 (施設長の印)	印
担当者(部署)	電話番号 ()

様式第4号の2 (第4条関係)

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

宮城県 保健福祉事務所長 殿

母子生活支援施設の入所について、児童福祉法第23条第2項の規定により、児童福祉法施行規則第22条第4項に規定する書類を添えて申し込みます。

ふりがな氏名	印	生年月日	年 月 日
個人番号		年齢	満 歳
提出代行者	印		
居住地	電話番号 ()		
職業の状況	名称	就業先の名称	
	所在地	電話番号 ()	
希望母子生活支援施設名	第1希望	第2希望	
母子保護の実施を希望する理由			
入所希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

※入所期間（母子保護の実施期間）は希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御承知ください。

○入所を希望する世帯の状況

家族構成	ふりがな氏名	続柄	年齢	生年月日	性別	職業又は就学の状況等	備考
		本人			女		
生活保護の状況	<input type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日保護開始)						
課税状況	<input type="checkbox"/> 市町村民税非課税 <input type="checkbox"/> 市町村民税均等割 <input type="checkbox"/> 市町村民税所得割 <input type="checkbox"/> 所得税課税						

備考

- この入所申込書は、保護者が記入し、戸籍謄本及び住民票謄本並びに徴収額決定のための書類（所得税（前年分）、市町村民税（当該年度分又は前年度分）の課税証明書等又は生活保護受給証明書）を添付し、提出してください。ただし、個人番号により関係機関から情報提供された場合は、課税証明書又は生活保護受給証明書は省略可。
- 「家族構成」の欄は、入所を希望する保護者及びその監護する児童全員について記入してください。
- 「備考」欄には、健康状態等、母子保護の実施について参考となる事項を記入してください。

様式第五号の四を次のように改める。

様式第5号の4 (第5条の3関係)

児童自立生活援助実施申込書

年 月 日

宮城県 児童相談所長 殿

児童自立生活援助の実施を希望するので、児童福祉法第33条の6第1項の規定により、児童福祉法施行規則第36条の26第3項に規定する書類を添えて申し込みます。

居 住 地	電話番号 ()		
ふ り が な 氏 名	印	生 年 月 日	年 月 日
個 人 番 号	年 齢	満 歳
入居を希望する 住居の名称			
職 業 の 状 況	名称	就業先の名称	
	所在地	電話番号 ()	
児童自立生活援助 の実施を希望する理由			

※「居住地」の欄は、住民票の住所にかかわらず、現に居住している所を記入すること。

○義務教育修了児童等の家庭の状況

世帯 全 員	ふりがな 氏 名	続 柄	生年月日	性別	職業(勤務先)	備 考	
社 会 保 険 等 の 加 入 状 況	保険の種類： <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	被保険者名： 続柄 ()		生活保護受給		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
課 税 状 況	<input type="checkbox"/> 市町村民税非課税 <input type="checkbox"/> 市町村民税均等割 <input type="checkbox"/> 市町村民税所得割 <input type="checkbox"/> 所得税課税						

児童自立生活援助事業を行 う者の名称(施設長の印)	印
担 当 者 (部 署)	電話番号 ()

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十五号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（表面）中

氏年月日	年 月 日生（ 歳）	職（勤務先） 収入	電話	業	
				先と借入金額 年	円月円月
住 所	電話 (居住期間 年 月から)				
本 籍					
配の者 偶 状 況	(氏名) (職業) (法律婚・事実婚の別)	死亡・離婚・遺棄・海外居留 法令拘禁・その他（ 年 月 日 上記事由の発生）			
健康状態					
	(評価額)	他借の 入 状 況	借入先と借入金額 年	円月円月	年
資産の状況	土地 建物				

を

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十六号

心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和四十五年宮城県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三十三号中

氏年月日	年 月 日生（ 歳）	職（勤務先） 収入	電話	業	
				先と借入金額 年	円月円月
住 所	電話 (居住期間 年 月から)				
本 籍					
配の者 偶 状 況	(氏名) (職業) (法律婚・事実婚の別)	死亡・離婚・遺棄・海外居留 法令拘禁・その他（ 年 月 日 上記事由の発生）			
健康状態					
	(評価額)	他借の 入 状 況	借入先と借入金額 年	円月円月	年
資産の状況	土地 建物				

を

第十九条第四項中「個人番号」の下に「及び同条第十三号に規定する住民票コード」を加える。

様式第三十三号中

「1 年金受給権者の氏名と削除された住民票に記載されている氏名が一致している場合
年金受給権者の削除された住民票の写し。ただし、知事が住民基本台帳法第30条の
8 第1項の規定により年金受給権者の本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定す
る個人番号を除く。）を利用するときは省略できます。この場合において、住民票コー
ドが分かる場合は、下記欄に記載してください。」
住民票コード _____（分からない場合は、省略可。）

「1 年金受給権者の氏名と削除された住民票に記載されている氏名が一致している場合
年金受給権者の削除された住民票の写し。ただし、知事が住民基本台帳法第30条の
8第1項の規定により年金受給権者の本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定す
る個人番号及び同条13号に規定する住民票コードを除く。）を利用するときは省略で
きます。」

様式第三十五号中

「1 年金受給権者の氏名と住民票に記載されている氏名が一致している場合 年金受給
権者の住民票の写し。ただし、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により
年金受給権者の本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。）
を利用するときは省略できます。この場合において、住民票コードが分かる場合は、
下記の欄に記載してください。
住民票コード _____（分からない場合は、省略可。）

「1 年金受給権者の氏名と住民票に記載されている氏名が一致している場合 年金受給
権者の住民票の写し。ただし、知事が住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により
年金受給権者の本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条13
号に規定する住民票コードを除く。）を利用するときは省略できます。」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の心身障害者扶養共済条例施行規則の適用については、当分の間、同規則第十九条第四項
中「個人番号及び同条第十三号に規定する住民票コード」とあるのは「個人番号」と、同規則様式
第三十三号及び様式第三十五号中「個人番号及び同条第十三号に規定する住民票コード」とあるのは
「個人番号」とする。

療育手帳交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十七号

療育手帳交付規則の一部を改正する規則

療育手帳交付規則（平成十二年宮城県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第八条中「第四条第一項第一号に掲げる」を「第四条第一項に規定する」に改める。

様式第二号中

氏名	フリガナ	男・女	年 月 日生

を

氏名	フリガナ	男・女	年 月 日生

に改める。

様式三号の二中

生年月日	年 月 日 (歳)	保護者住所

を

生年月日	年 月 日 (歳)	保護者住所

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第五条第一項及び第八条の改正規定は、
公布の日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十四年宮城県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「生年月日」の下に、「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第十条第一項第一号中「及び住所並びに」を、「住所、個人番号及び」に改める。

第十一条第一項第一号中「住所」の下に、「個人番号」を加える。

第十二条第一項第三号中「氏名」の下に「（法第四十五条の二第二項の規定により返還する場合にあつては、氏名及び個人番号）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十九号

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

漁港管理条例施行規則（平成元年宮城県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

様式第八号の三中「個人番号」の下に「及び同条第13号に規定する住民票コード」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の漁港管理条例施行規則の適用については、当分の間、同規則様式第八号の三中「個人番号及び同条第13号に規定する住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百四十号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十六条第二項中「個人番号をいう。以下同じ。」の下に「及び住民票コード（同条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）」を加え、「個人番号を」を「個人番号及び住民票コードを」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の屋外広告物条例施行規則の規定の適用については、当分の間、同規則第十六条第二項中「個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」及び住民票コード（同条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）」とあるのは「個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」と、「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個人番号」とする。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 震災復興・企画部長の情報政策課に係る専決事項の項及び情報政策課長の専決事項の項を次のように改める。

情報政策課

情報政策課長

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第十七条第四項及び第三十六条第二項の規定による地方公共団体情報システム機構との取決めの締結

附 則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。

**訓令甲・企業局・議会・教育委員会・人事委員会・
監査委員・労働委員会**

- 宮城県訓令甲第二十二号
- 宮城県企業局管理規程第六号
- 宮城県議会訓令甲第一号
- 宮城県教育委員会訓令甲第七号
- 宮城県人事委員会訓令第二号
- 宮城県監査委員訓令第一号
- 宮城県労働委員会訓令甲第一号

情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

宮 城 県 知 事	村 井 嘉 浩
宮城県公営企業管理者	犬 飼 章
宮 城 県 議 会 議 長	安 部 孝
宮城県教育委員会教育長	高 橋 仁
宮城県人事委員会委員長	小 川 竹 男
宮城県代表監査委員	工 藤 鏡 子
宮城県労働委員会会長	水 野 紀 子

情報セキュリティに関する規程の一部を改正する訓令

情報セキュリティに関する規程（平成二十三年宮城県訓令甲第十八号、平成二十三年宮城県企業局管理規程第八号、平成二十三年宮城県議会訓令甲第一号、平成二十三年宮城県教育委員会訓令甲第三号、平成二十三年宮城県人事委員会訓令第一号、平成二十三年宮城県監査委員訓令第一号、平成二十三年宮城県労働委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「記録媒体を含む。」の下に「並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十八年一月一日から施行する。